加西市監査公表第１号

加西市職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第２４２条第１項の規定により令和８年２月１０日付けで提出のあったみだしの措置請求について、同条第５項の規定に基づき監査を行った結果を同項の規定に基づき公表する。

令和８年２月１８日

加西市監査委員　高　井　芳　朗
加西市監査委員　松　尾　幸　宏

加 監 第　　９１　号
令和　８年　２月１８日

様
様

加西市監査委員　高　井　芳　朗
加西市監査委員　松　尾　幸　宏

住民監査請求について（通知）

令和８年２月１０日に提出された地方自治法（以下「法」という。）第２４２条第１項に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、下記のとおり却下することを決定したので通知します。

記

1　監査請求の趣旨

本件請求の趣旨は次のとおりと解される。

加西市が令和３年度においてウクライナへの寄附金として支出した１,０００万円（以下「本件支出」という。）について、その公金支出の違法性を指摘し、市に生じた損害の回復を求めるものである。

（１）　本件支出の違法性

西村和平前加西市長（以下「前市長」という。）による本件支出は、予備費充用の要件である「予測し難い予算の不足」や「緊急・不可避性」を欠いており、本来であれば補正予算の編成または事件決議として議会の議決を経るべき事案であった。議決権を侵害した手続上の瑕疵は重大かつ明白であり、地方自治法に違反する違法な財務会計行為である。

（２）　決算認定と違法性の存続

本件支出は事後的に議会で決算認定されたものの、判例法理によれば、議会による事後の承認によって財務会計行為の違法性が治癒されるものではない。

したがって、本件支出の違法性は現時点においても解消されていない。

（３）　現市長の不作為（怠る事実）の責任

高橋晴彦現市長（以下「現市長」という。）は、本件支出が議会議決を欠く等

の瑕疵があることを議会答弁等で認識しながら、前市長に対する損害賠償請求等の適切な措置を講じていない。これは市の財産保全義務及び誠実執行義務に違反する違法な不作為である。

（４） 求める措置及び要望

以上の点から、加西市監査委員に対し、次の措置を講ずるよう勧告することを求める。

① 現市長に対し、前市長が市に与えた損害１,０００万円について、返還請求または損害賠償請求を速やかに行うこと。

② 当該請求を速やかに履行するための是正措置を講ずること。

③ 法令に則った事務執行を怠った当時の担当職員を調査し、適切な措置を講ずること。

また、次の事項を要望する。

① 本件請求内容につき、形式的判断ではなく「実体監査（中身の審理）」を行うこと。

② 「１年以上経過しているから」等の形式的理由で門前払いせず、期間制限の適用対象外とすること。

③ 高井芳朗監査委員においては、当時の決算審査意見に本件記述がなかったが、改めて十分な検討を加えること。

２ 却下理由

法第２４２条第２項は、住民監査請求について「当該行為のあった日又は終わった日から１年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。

本件請求が対象とする財務会計上の行為は、加西市が令和３年度予算の予備費から、ウクライナ支援寄附金として日本ユニセフ協会へ金１,０００万円を支出した行為である。当該支出日は令和４年３月９日であり、本件請求がなされた令和８年２月１０日は、当該支出日から既に３年１１ヶ月が経過しており、 法第２４２条第２項本文に規定する１年の請求期間を経過していることは明らかである。

請求人は、期間経過の「正当な理由」として、本件違法支出の存在を知り得たのは令和７年１０月５日発行のコミュニティ紙を見た時である等として、「正当な理由」があると主張している。しかし、以下の点から本件に正当な理由があるとは認められない。

（１） 判断基準（客観説）

判例上、「正当な理由」がある場合とは、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても、客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の事実や内容を知ることができなかった場合を指すと解されている（最高裁平成１４年９月１２日判決等)。特定の個人の主観的な認識時期ではなく、一般市民として客観的に認識可能であったかが基準となる。

（２） 周知の事実

本件支出に関しては、令和４年９月の定例市議会における審議過程や、令和４年１１月１日発行の「加西市議会だより No.173」等を通じて広く公表・議論されており、市のホームページにおいても公衆の縦覧に供されていた。本件支出の事実及び請求人の主張する「予備費充用の要件欠如」や「議決を経ていない」という違法性の疑義は、これらの情報から住民が客観的に認識し得たといえる。

（３） 相当期間の逸脱

上記の客観的な認識可能時点（令和４年１１月頃）から起算しても、本件請求までには３年以上が経過しており、判例上許容される「相当な期間」（多くは数ヶ月程度）を著しく逸脱している。

（４） 転入者に関する主張

請求人は、令和６年以降に本市へ転入したことを理由に、本件支出に係る当時の事実関係を知り得なかったことが正当な理由に当たると主張する。しかし、住民監査請求制度における期間制限は、地方公共団体の財務会計行為の法的安定性を確保するためのものである。仮に「転入後初めて知った」ことを正当な理由として認めれば、行為から数十年経過した後でも転入者による監査請求が可能となり、請求期間を１年と定めた法の趣旨である公的支出の法的安定性を著しく損なうこととなる。したがって、自身が当時住民でなかったという個人的事情は、正当な理由とは認められない。

（５） 現市長の不作為（怠る事実）

請求人は、違法な支出に対する返還請求権の行使を怠っていること（怠る事実）も監査対象としている。しかし、当初の財務会計行為（寄附の支出）が期間徒過により監査請求できない場合、その行為が違法・無効であることに基づいて発生する損害賠償請求権等の不行使を対象として監査請求を行うことは、期間制限を設けた法の趣旨を潜脱するものであり、認められない（最高裁昭和６２年２月２０日判決)。

（６）請求人の要望事項への回答

①　「実体監査」の実施要望

住民監査請求は、適法な要件（期間制限の遵守等）を備えている場合に限り、監査委員が実体審査（違法性や損害の有無の調査）を行う権限を有する。本件請求は前述のとおり不適法であるため、監査委員が法を超えて実体審査を行うことはできない。

②　形式的判断による却下への反対要望

期間制限は強行規定であり、違法状態の継続を理由にこれを適用除外とすることは、前述の最高裁判例（昭和６２年）により否定されている。法的安定性の観点から、却下はやむを得ないものである。

③　決算審査時の監査委員への再検討要望

請求人は、令和３年度決算審査において本件支出への指摘がなかった点について再検討を求めている。この点について言及すれば、当時の決算審査における監査委員の判断及び考え方は以下のとおりである。

ア　予備費充用の妥当性

予備費は、補正予算編成のいとまがない場合における緊急の支出権限を議会が首長に委ねたものである。したがって、その充用の当否は、明白に違法な支出である場合を除き、基本的には首長の判断に委ねられている。

本件支出は、ロシアの侵攻開始後、国を挙げてのウクライナ支援が行われる中で、本市に先んじて他の地方公共団体でも寄附が実施されていた状況下で行われた。会計年度末が差し迫る中、市長が予備費を充用して寄附を行ったことは、必要性や緊急性を著しく欠く違法なものとまでは断定できない。

イ　議会の議決権との関係

地方公共団体の支出において議会の関与は重要であるが、地方自治法は一定規模以上の契約や財産処分等について議決を求めており、それ以外の事項については各自治体が条例で議決事項を定めることとしている。

加西市においては、条例で「１億５,０００万円以上の工事請負契約」や「２,０００万円以上の不動産処分」等を議決事項と定めているほか、議会基本条例で総合計画策定等を定めているが、寄附支出に関しては議決を要する旨の規定はない。したがって、議決を経ていないことをもって直ちに違法なものとはいえない。

ウ　監査委員としての結論

以上の判断から、当該支出が違法なものであるとまではいえず、決算審査

において指摘に至らなかったものである。

３　結論

以上のとおり、本件請求には法第２４２条第２項ただし書に規定する「正当な理由」があるとは認められず、法定の請求期間を徒過した不適法な請求である。

よって、本件請求は監査の要件を欠くものとして、却下する。したがって、請求人が求める実体的な調査や措置には及ばない。